

山梨県公報

第五百六十一号

令和七年

五月十二日

月 曜 日

目次

告示

- 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託(二件)……………二二二
○指定納付受託者の指定(七件)……………二二二
○包括外部監査契約の締結……………二二三
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(四件)……………二三四
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(四件)……………二三五
○国土調査の指定……………二三七
○土地改良区役員の就任……………二三七
○土地改良区役員の退任及び就任(三件)……………二三八
○山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………二四〇

告示

山梨県告示第百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日 令和七年四月一日
- 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法

- コンビニエンスストア収納
- Payments

山梨県告示第百三十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス
- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日 令和七年四月一日
- 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで
- 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 銀行振込

山梨県告示第百四十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
 - 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
 - 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日
 - 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
- (一) VISA
(二) MasterCard
(三) JCB
(四) American Express

- (五) Diners Club
- 2 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済
- (一) ソフトバンク株式会社
- (二) KDDI株式会社
- (三) 沖繩セルラー電話株式会社
- (四) 株式会社NTTドコモ
- 3 次に掲げる電子決済サービス
- (一) Amazon Pay
- (二) メルペイ
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決済サービス
- 1 PayPay残高払い
- 2 PayPayあと払い
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス

- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
- 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
- (一) MasterCard
- (二) VISA
- (三) JCB
- (四) American Express
- (五) Diners Club
- 2 次に掲げる電子決済サービス
- (一) Apple Pay
- (二) 楽天キャッシュ
- (三) 楽天ポイント
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決済サービス
- 1 d払い
- 2 auかんたん決済
- 3 ソフトバンクまとめて支払い
- 4 Amazon Pay
- 5 PayPal
- 6 メルペイ

- 7 楽天ペイ
- 8 au PAY
- 9 PayPay
- 10 あと払い(ペイディ)
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨県甲府市武田二丁目九番四号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用し
て納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブラン
ドマークが付されたクレジットカード
1 MasterCard
2 VISA
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 GMOペイメントゲートウェイ株式会
社 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用し
て納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブラン
ドマークが付されたクレジットカード

- 1 JCB
- 2 American Express
- 3 Diners Club
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 黒区下目黒一丁目八番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入(インターネットを利用し
て納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和七年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブラン
ドマークが付されたクレジットカード
1 VISA
2 MasterCard
3 American Express
4 Diners Club
5 JCB
6 銀聯
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

山梨県告示第四百四十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 包括外部監査契約の期間の始期 令和七年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基
本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 野中孝憲 山梨県甲府市下飯田

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後の一括払及び必要に応じて行う前金払

公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 DCM 荏崎店 山梨県荏崎市藤井町南下條字下河原百五十二番地 外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者

3 変更の年月日 令和七年三月一日

三 届出年月日 令和七年四月二十三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 DCM株式会社
社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外一者
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスビッグステージ 山梨県南アルプス市在家塚五百六十五番地

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外三者	DCM株式会社 代表取締役 石黒靖規 東京都品川区南大井六丁目二十二番七号 外三者

3 変更の年月日 令和七年三月一日

三 届出年月日 令和七年四月二十三日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 関山産業株式会社 代表取締役 関山文代 山梨県都留市夏狩六百六十四番地
二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士見ショッピングセンター 山梨県富士吉田市上吉田東六丁目一番三十九号
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外一者
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外一者

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
届出年月日 令和七年四月二十三日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社トーア紡コーポレーション 代表取締役 長井渡 大阪府大阪市中央区城見二丁目二番二十七号 クリスタルタワー十八階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 TOABO Shopping Centre
r 甲西 山梨県南アルプス市西南湖字廻り木三百四十一番地一 外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

変更後

株式会社エムエル 代表取締役 望月茂光 山梨県南アルプス市西南湖三百四十一番地二 外二者	株式会社エムエル 代表取締役 望月茂光 山梨県南アルプス市西南湖三百四十一番地二 外二者
--	--

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
届出年月日 令和七年四月二十三日
- 4 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 5 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府長松寺店 山梨県甲府市長松寺町六百五十九番三 外
 - 2 変更した事項
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎	変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘
-----	---------------------------	-----	-------------------------

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
 届出年月日 令和七年四月二十三日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和七年五月十二日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
 二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 南アルプスガーデン 山梨県南アルプス市十五所字西原千四百二十三番四
 2 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
変更後	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田寛明 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外五者
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号 外五者

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
 届出年月日 令和七年四月二十三日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
 令和七年五月十二日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号
 二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府住吉店 山梨県甲府市住吉三丁目三千九十二番地 外
 2 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎
変更後	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
三 届出年月日 令和七年四月二十三日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号
二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ザ・ビッグ甲府和戸店 山梨県甲府市和戸町字芝原五百三十九番地 外
2 変更した事項
(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	変更後
イオンビッグ株式会社 代表取締役 小林健太郎	イオンビッグ株式会社 代表取締役 三浦弘

- 3 変更の年月日 令和七年三月一日
三 届出年月日 令和七年四月二十三日
四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
五 縦覧期間 この公告の日から令和七年九月十二日まで

● 国土調査の指定
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査として指定した。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 国土調査の指定年月日 令和七年四月三十日
二 調査を行う者の名称 笛吹市
三 調査地域 笛吹市石和町市部の一部
四 調査期間 令和七年四月三十日から令和九年三月三十一日まで
- 土地改良区役員の内 就任
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、徳島堰土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があつた。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 就任		
役職名	氏名	住所
		就任年月日

理事	山形礼子	韮崎市円野町入戸野二十九番地	令和七年四月一日
同	清水まさ子	南アルプス市六科千四百八十七番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、本途堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	奥石武人	甲斐市下今井千六百二十一番地	令和七年三月三十日
同	土橋博文	甲斐市宇津谷四千八百四十二番地	同
同	柳本正秀	甲斐市宇津谷五千五百五十九番地	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	奥石政芳	甲斐市下今井千六百十五番地	令和七年四月一日
同	土橋直樹	甲斐市宇津谷四千九百十五番地	同
同	野田正文	甲斐市宇津谷五千六百六十四番地	同

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、野牛島土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	齋藤和長	南アルプス市上高砂千百十七番地	令和七年三月三十一日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	齋藤富士子	南アルプス市上高砂千百十七番地	令和七年四月一日

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新府土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和七年五月十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	廣瀬勝典	韮崎市中田町中條七百五十一番地	令和七年四月十四日
同	高添久	韮崎市中田町中條二千六百五十七番地	同

地

企業局

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年五月十二日

山梨県公営企業管理者 落 合 直 樹

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の

一部を次のように改正する。

別表第二高校卒の項中「一級二十五号給から一級五十六号給」を「一級九号給から一

級四十号給」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。